○厚生労働省告示第七十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則を次のように改める。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一　次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する処置、手術又は放射線治療を受ける患者

イ　J007―2　硬膜外自家血注入

ロ　J118―4　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（一日につき）

ハ　K059　骨移植術（軟骨移植術を含む。）　3　同種骨移植（非生体）　イ　同種骨移植（特殊なもの）

ニ　K080―6　関節鏡下股関節唇形成術

ホ　K171―2　内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術　2　頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）

ヘ　K461―2　内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術

ト　K462―2　内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）

チ　K464―2　内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術

リ　K508―3　気管支熱形成術

ヌ　K514　肺悪性腫瘍手術　10　壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）

ル　K526―4　内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法

ヲ　K528―3　胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術

ワ　K530―3　内視鏡下筋層切開術

カ　K560―2　オープン型ステントグラフト内挿術

ヨ　K603―2　小児補助人工心臓（一日につき）

タ　K605―5　骨格筋由来細胞シート心表面移植術

レ　K674―2　腹腔鏡下総胆管拡張症手術

ソ　K677　胆管悪性腫瘍手術　1　膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの

ツ　K695―2　腹腔鏡下肝切除術（1　部分切除及び2　外側区域切除を除く。）

ネ　K703―2　腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術

ナ　K715―2　腹腔鏡下腸重積症整復術

ラ　K726―2　腹腔鏡下人工肛門造設術

ム　K773―5　腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）

ウ　K865―2　腹腔鏡下仙骨膣固定術

キ　M001―4　粒子線治療（一連につき）

二　別表一の薬剤の欄に掲げる薬剤（当該薬剤のみに同表の番号の欄に掲げる番号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20の診断群分類点数表の番号の欄に掲げる番号をいう。）に係るものに限る。）を投与される患者

三　別表二の手術等の欄に掲げる手術等（当該手術等のみに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類番号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表20の診断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。）に係るものに限る。）が入院日から五日以内に実施される患者

別表一及び別表二を次のように改める。

別表一

薬剤	番号
オクトレオチド酢酸塩（当該薬剤の添付文書（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。以下同じ。）において記載された効能又は効果（平成23年11月25日に、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第9項（旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）	2567から2569まで、2581から2583まで、2601及び2605
リツキシマブ（遺伝子組換え）（旧薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合において、当該申請者が当該資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事・食品衛生審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条に規定する薬事・食品衛生審議会をいう。）が平成25年1月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	3905
ストレプトゾシン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年9月26日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成26年12月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
ソホスブビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2880及び2885
カトリデカコグ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
タラポルフィンナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項（医薬品医療機器等法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2492から2495まで、2500から2502まで、2507から2509まで及び2512
ペグインターフェロンアルファー2b（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年5月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）	全ての番号
ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3816から3820まで及び3829から3832まで
ニンテダニブエタンスルホン酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2178及び2179
パノビノスタット乳酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年7月3日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3842及び3848